会議規則第７１条の規定に基づく合同委員会

期　日　平成２７年　３月　９日（月）
時　間　午前９時００分
場　所　議　　場

１．開　　会

２．町長あいさつ

３．合同委員会案件の説明
　議　　件
　　＊総務厚生常任委員会所管
　　議案第６号　今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

　　議案第２号　今金町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

　　議案第３号　今金町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について

　　議案第１０号　今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

　　議案第１１号　今金町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

　　議案第１４号　今金町保健福祉総合計画の策定について

　　＊産業教育常任委員会所管
　　議案第５号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

　　議案第１号　今金町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例制定について

議案第１３号　今金町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について

議案第１５号　今金町都市計画マスタープランの策定について

４．そ　の　他

○出席委員（１１名）

１番	村上忠弘君	２番	山崎　仁君
３番	向井孝一君	４番	加藤三明君
５番	芳賀芳夫君	６番	上村義雄君
７番	川上絹子君	８番	日置紳一君
１０番	山本　豊君	１１番	村瀬　広君
（議長）	徳田栄邦君		

○欠席委員（０名）

○出席説明員

町長	外崎秀人君
副町長	清水　寛君
教育長	中島光弘君
総務財政課長	北見伸夫君
総務財政課長補佐	岸　貴之君
保健福祉課長	成田光康君
保健福祉課長補佐	諸戸康浩君
保健福祉課主幹	山田　薫君
教育委員会事務局長	寺崎康史君
教育委員会事務局次長	伊藤靖徳君
公営施設課長	安達雄一君
公営施設課長補佐	小西康友君
公営施設課主幹	相馬　透君
まちづくり推進課長	山田　薫君
今金消防署長	山口昭則君
今金消防署次長	佐々木裕市君

○出席事務局職員

議会事務局長	柏田泰明君
議会事務局係長	中川真希君

開議　８時５８分

◎委員長あいさつ

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　２７年第１回定例会に向けた案件で、総務厚生そして産業教育両方にまたがる案件がございますので、きょう合同委員会を開催することになりまして、皆さんのご出席をいただきました。皆さんのこの合同委員会の中でもってご審議を賜りながら、この合同委員会の案件を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎町長あいさつ

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　町長が出席されておりますので、開議に先立ちごあいさつをお願いします。

町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　おはようございます。

平成２７年第１回定例会に３２件の議案を提出させていただき、この間それぞれの常任委員会におきまして説明し、ご審議をいただいたところであります。

しかし、所管常任委員会に関わる条例改正及び関連計画についての説明を、合同委員会においてお願いしたい旨をこの間要請させていただいたところでございます。議会運営委員会のご配意で、本合同委員会におきまして１０件の議案説明と２件の報告をさせていただきたいと考えております。それぞれに、国の分権法に関連した制度改正などなどに基づく自治体条例の改正が主でありますが、あわせて今後の今金町の町政の方向付けの基本となる計画策定について提出しておりますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　ありがとうございました。

ただ今の出席委員は１１名で、定足数に達しておりますので、会議規則第７１条の規定に基づく合同委員会を開会いたします。

議件１、議案第６号、今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　議件１、議案第６号今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、岸総務財政課長補佐より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　総務財政課長補佐、岸君。

○総務財政課長補佐（岸　貴之君）　おはようございます。

私からは、議案第６号で提案しております、今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

総務財政課提出の常任委員会資料をご用意いただき６ページをお開きください。

条例の概要でございますけども、平成２６年８月７日付け、人事院の給与勧告に基づき給与制度の総合的見直しについて、平成２７年４月１日改正のため所要の改定を行うものでございます。

１点目は、給料表の引き下げでございます。

引き下げ内容、見直し方法といたしまして、民間賃金水準の低い１２県を一つのグループとした場合の官民格差と全国の格差との率２．１８ポイント（平成２４年から２６年の平均値）を踏まえ、給料表水準を平均２％引き下げるものでございます。

なお、１級（全号俸）及び２級の初任給に係る号俸の引き下げは行いません。

３級以上の級の高位号俸は５０歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大４％引き下げます。

４０歳台や５０歳台後半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から５級と６級に号俸を増設いたします。

給与比較としまして、７ページ目、８ページ目の改正後給料表をご参照ください。

表が大変細かいのですけども、引き下げ幅は２００円から、最大で１万６，７００円の引き下げとなっております。

また、期末・勤勉手当の変更の内容としては、総支給月の月数は変わりませんけれども、勤勉手当の支給月数の割合が変更となります。

下段の表で、職員については６月期の勤勉手当が０．６７５月から０．７５月へ。１２月期の勤勉手当が０．８２５月から０．７５月へ変更となります。総支給額は４．１月分で改正前と変わりません。

再任用職員については、６月期の勤勉手当が０．３２５月から０．３５月へ。１２月期の勤勉手当が０．３７５月から０．３５月へと変更となります。こちらも総支給月は２．１５月で改正前と変更はございません。

２点目は、単身赴任手当の引上げと再任用職員に対する手当の支給でございます。

公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額３万円に引上げ（現行２万３，０００円）でございます。加算額（現行年間９回の帰宅回数相当）を年間１２回相当の額に引上げ、限度額を７万円とするものでございます。

３点目は、管理職員特別勤務手当の引上げでございます。

災害への対応等の臨時・緊急の必要やむを得ず平日深夜（午前０時から午前５時までの間）に勤務した場合、勤務１回につき３，０００円を超えない範囲内の規則で定める額を支給するものでございます。

経過措置等について。

単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置について、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、３万円を超えない範囲で規則で定める額となるものでございます。

激変緩和のための経過措置については、平成２７年４月改定後の給料表の適用の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が

同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、当面の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するものでございます。

以上、今金町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

日置委員。

○８番（日置紳一君）　８番、日置です。

期末・勤勉手当の内容のところで、２７年度の１２月期の勤勉手当なのですけども、これはアップでいいですか。再任用の方も職員の方もアップになっていますけども。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　申し訳ございません。アップではなく０．８２５から０．７５０ということで、０．７５０から０．７５０ということで同率ということで、理解をいただきたいと思います。再任用も同じ考えでございます。

よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　他にございませんか。

ないようですので、以上で議件１の質疑を終わります。

次に、議件２、議案第２号、今金町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

なお、この関連がございますので、お諮りいたします。

議件２、３、５につきましては、第３次分権一括法による介護保険の改正による関連がございますので、一括議件として扱いたいのでありますが、ご理解いただけますか。

では、そのように取り計らいいたしたいと思います。

理事者の説明を求めます。

保健福祉課長、成田君。

○保健福祉課長（成田光康君）　それでは、始めに議件２、議案第２号、今金町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてご説明いたします。

保健福祉課、総務厚生常任委員会資料の１ページをご覧いただきたいと思います。

第３次地方分権一括法による介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められています「指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準」と、「基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」につきましては、平成２６年度末までに市町村の条例で定めることとなりました。

今金町では、国基準を踏まえ、「今金町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を以下のとおり制定いたします。

町条例は、法令の規定により、次の類型を踏まえて定めます。

従うべき国基準。必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されません。

参酌すべき国基準。市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されます。

以下の点に留意し、本条例を定めることといたします。

国基準は目的達成のための必要最低限の内容であること。町内事業所では、現に国基準の遵守により適切な事業運営が行なわれていること。町においても、国基準による特段の支障がないことから、条例の内容は国基準を基本といたします。

国基準の根拠法令につきましては記載のとおりです。

２ページをご覧いただきたいと思います。

（１）従うべき国基準については以下のとおりで、第３条、従業員の員数。第４条、管理者。第５条第１項、第２項、内容及び手続きの説明及び同意。第６条、提供拒否の禁止。第２３条、秘密保持。第２７条事故発生時の対応につきましては、国基準に従います。

（２）参酌すべき国基準については以下のとおりで、国基準を参酌して検討した結果、国基準の内容が適当かつ、妥当と認められることから、国基準のとおりといたします。

なお、条項及び項目について、記載のとおりですのでのちほどご覧いただきたいと思います。

条例の概要。

第１章、総則（第１条）として、この条例の趣旨を定めております。

第２章、指定介護予防支援の事業の基本方針（第２条）では、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならないこと。利用者の選択に基づき目標を達成できるよう適切なサービスが総合的かつ、効率的に提供されるよう配慮しなければならないことなどを定めております。

第３章、指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第３条・第４条）では、指定介護予防支援事業者は、当該事業所に保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員や管理者を置かなければならないことを定めております。

第４章、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第５条から第２９条）は、サービスの提供にあたっての手続き、利用料のあり方、事故発生時の対応など、事業者がその運営にあたっての事項を定めております。

第５章、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３０条から第３２条）では、介護予防支援の基本方針、利用者の課題把握、サービス計画の作成など、業務のあり方や職員の責務、留意すべき事項等を定めております。

第６章、基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第３３条）では、第２章から第５章までに定める指定介護予防支援の基準を準用する形で定めております。

施行期日。この条例は、平成２７年４月１日から施行いたします。

次に、議件３、議案第３号、今金町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）についてご説明いたします。資料４ページをご覧いただきたいと思います。

先ほどの条例制定と同様の趣旨で、現在、厚生労働省で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的な支援事業を実施するために必要な基準については、平成２６年度末までに市町村の条例で定めることとなりました。

今金町では国基準を踏まえ、「今金町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」を以下のとおり制定いたします。

「国基準」を市町村が判断する上での考え方は、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

以下の点に留意し、本条例を定めることとします。

国基準は目的達成のための必要最低限の内容であること。地域包括支援センターにおいて、現に国基準の遵守により適切な事業運営が行なわれていること。町においても、国基準による特段の支障がないことから、条例の内容は国基準を基本といたします。

国基準の根拠法令は記載のとおりです。

（１）従うべき国基準については、以下のとおりです。

第４条、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数につきましては、国基準に従います。

（２）参酌すべき国基準については、以下のとおりです。

第３条、包括的支援事業の基本方針。

第５条、適切、公正かつ中立な運営の確保につきましては、国基準のとおりといたします。

第１条では、この条例の趣旨を定めております。

第２条では、この条例の中で重要な概念である、包括的支援事業、地域包括支援センター及び第１号被保険者について法と同様の意義であることを明らかにするため、定義規定を設けております。

第３条では、包括的支援事業の基本的な方針を定めたもので、内容は改正後の基準省令第１４０条の６６第２号イのとおりとしております。

第４条では、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めたもので、内容は改正後の基準省令第１４０条の６６第１号のとおりとしております。

第５条では、地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないことを定めたものです。

この条例は、平成２７年４月１日から施行いたします。

続きまして、地方分権一括関連の議件５、議案第１１号、今金町指定地域密着型サービス事業等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。資料６ページをご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨は先ほどと同様で、「指定介護予防支援の指定の申請に関する基準（法人格の有無)」は、市町村の条例に委任されます。

当該条例を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従う必要がありますので、今金町における「指定介護予防支援事業者の指定の申請に関する基準」につきましては、指定地域密着型サービス事業者等の指定と同様に「法人」を申請者の指定要件とするために条例の一部改正を行います。

国基準の根拠法令につきましては記載のとおりです。

この条例は平成２７年４月１日から施行いたします。

地方分権一括法による介護保険法の改正により、条例以外で一部改正が必要な規則等は次のとおりとなっておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

なお、７ページに今回の条例に関する介護保険の用語説明を参考までに添付しておりますので、のちほどご参照ください。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

まず、議件２の部分で質疑があればお受けします。

向井委員。

○３番（向井孝一君）　今回の国の法令改正によって、町条例の見直しをするということなのですが、例えば２ページの第３条、従業員の員数という部分については、例えば国が５０人入所した場合については支援が何名という、その許容範囲というのは例えば町が独自にそれを超えたり減らしたりというのは全くできない状況なのかどうか。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、成田君。

○保健福祉課長（成田光康君）　先ほど説明いたしましたが、国の基準に従うべき、要するに市町村で判断できない、国の基準をそのまま適用しなければならないものとなっております。第３条の従業員の員数につきましては、ご質問のとおり市町村において許容される範囲の定めるものではございません。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　向井委員。

○３番（向井孝一君）　議案第２号の方に入ってはいないのですが、国基準と市町村が判断する上での考え方ということで、参酌すべき国基準の中で、市町村が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて内容を定めることが許容されるという文言があるのだけども、このことというのは、どう解釈していいのか。いま課長が言われたように国基準が絶対的であって、町村のそういう部分は今後についてはないと。あくまでも国基準でやるということになるとこの文言というのはどう解釈していいのかなと。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　保健福祉課長、成田君。

○保健福祉課長（成田光康君）　先ほど前段の方で説明いたしました、国基準を市町村が判断する上での考え方につきましては、まず従うべき国基準については、市町村の許容範囲ではございません。国が定めておりますのでその定めた内容に最低限従わなければならないものです。

それで、参酌すべき国基準につきましては、市町村が十分参酌した上であれば、市町村が独自に定めることができます。

例えば、書類の保存年限。介護保険法では２年と定めておりますが、他の市町村の実情等をみますと５年まで保管するように定めているところなどがあります。このような部分につきまして参酌できる範囲と考えております。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　他にございませんか。

議案第２号の部分は終わります。

続いて第３号の部分での質疑をお受けいたします。

ないようですので、議件３の部分も終わります。

続いて議件５、議案第１１号の部分の質疑をお受けいたします。

ないようですので、議件５、議案第１１号の部分の質疑も終わります。

議案第２号、議案第３号、議案第１１号をまとめた中で質疑があればお受けします。

ないようですので、以上で、質疑を終わります。

次に、議件４、議案第１０号、今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

保健福祉課長、成田君。

○保健福祉課長（成田光康君）　議件４、議案第１０号、今金町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。資料８ページをご覧いただきたいと思います。

始めに、第６期介護保険料（本則関係）についてご説明いたします。１１ページの表とあわせてご覧いただきたいと思います。

所得段階。介護保険料については、所得金額に応じた段階設定により、ご負担をお願いしております。この段階については国が定める標準段階をもとに、各市町村において設定することとされております。第５期計画（平成２４年度から平成２６年度まで）においては、国標準６段階のところ低所得者の負担を軽減するため、今金町では特例第３段階と特例第４段階、１１ページの上の表の水色の部分ですが、それを設けて８段階としていました。第６期（平成２７年度から平成２９年度まで）については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の政令が改正され、標準段階がこれまでの６段階から９段階、下の表となりますが、見直されることとなりました。本町の第６期における段階設定についても、国の標準段階のとおり９段階とし、段階ごとの所得基準額についても国の標準どおりとします。

基準額に対する乗率。所得段階ごとの保険料額は、基準となる保険料額に一定の率を乗じて算定されます。この乗率について、原則として国の乗率どおりとしますが、

新たな第２段階の乗率について、第５期には特例第３段階との乗率との均衡を図り、急激な負担を抑制するため国の標準段階から引き下げることとします。１１ページの下の表のピンクの部分になっております。

新たな第２段階の所得区分は記載のとおりで、基準額の０．７５を基準額の０．６２５とし、年額４万２，３００円を年額３万５，２５０円とし、７，０５０円軽減いたします。資料８ページにお戻りいただきたいと思います。

介護保険料財源の負担割合。介護給付に要する費用はサービス利用時の利用者負担分を除いて、５０％が公費でまかなわれています。その内訳は、国と道あわせて３７．５％で、市町村が１２．５％となっております。

公費負担分を除く５０％の費用は、第１号被保険者（６５歳以上）と第２号被保険者（４０歳から６５歳未満）が保険料として負担します。なお、第６期においては、第１号被保険者の保険料負担割合が、２１％から２２％へ引き上げられ、第２号被保険者の保険料負担割合は２９％から２８％へ引き下げられます。

保険料負担割合の推移ですが、第１号被保険者は、計画期間ごとに１％引き上げられ、逆に第２号被保険者は１％ずつ引き下げられております。

介護給付の見込み及び介護保険基金の取り崩し。高齢者の増加に伴い、要介護（要支援者）も増加する見込みの中、介護保険料も全国的にも大幅な引き上げが避けられない状況となっております。本町においても例外ではなく、第１号被保険者の負担割合の引き上げや、介護給付費の増大、標準段階の見直し等の影響により、保険料の引き上げが見込まれておりましたが、保険料の上昇緩和に向けて、介護保険基金から約１，９００万円を繰り入れいたします。なお、平成２６年１２月末の基金残高は約６，８００万円となっております。

第６期介護保険料月額。以上のことから、本計画における第１号被保険者の保険料基準額については、現行の月額４，７００円に据え置くことといたしました。１２ページに第５期と第６期の保険料比較の表を添付しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

公費による負担軽減。今後さらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準の増加が避けられない中、制度を持続可能とするため、介護保険法の改正により、新たに公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられることとなりました。本町では国の予算措置等が行われた後、国の基準に従い、次のとおり軽減措置を講じる予定です。

第１段階。所得区分については記載のとおりです。

基準額の０．５を、基準額の０．４５に。年額２万８，２００円を、年額２万５，３８０円に。２，８２０円軽減いたします。

次に、新たな介護予防事業の開始時期について（附則第４条関係）についてご説明いたします。資料１０ページをご覧ください。

介護予防・日常生活支援総合事業（附則第１項）。日常生活上の支援が必要な高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、既存のサービスに加えて、地域の多様な主

体を活用した支援とともに、ニーズに合った多様な生活支援サービス等を充実強化するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する必要があります。

この事業では、これまで介護予防給付としてサービス提供されていた「介護予防通所介護」及び「介護予防訪問介護」の二つのサービスが「市町村事業」として位置付けられるとともに、このほか、地域の実情に応じた多様な生活支援サービスを提供していくことになります。

この事業については、原則として平成２７年４月１日から開始することとされていますが、円滑な制度移行を行うことができるよう平成２９年３月末まで、その開始が猶予されています。

本町では、地域の実情にあった体制や多様なサービス支援の在り方等を検討するとともに、猶予期限までに介護予防・日常生活支援総合事業が開始できるよう計画的に推進してまいります。

２．在宅医療・介護連携の推進（附則第２項）、３．生活支援サービスの充実・強化（附則第３項）、４．認知症施策の推進（附則第４項）。２から４の事業につきましては、原則として平成２７年４月１日から開始することとされておりますが、事業の実施に必要な準備や円滑な事業の実施を図るため平成３０年３月末まで、その開始が猶予されています。

本町では、専門職の確保や推進体制等を検討するとともに、猶予期限までに実施可能な事業につきましては、順次に推進してまいります。

この条例は平成２７年４月１日より施行します。

以上で条例の説明を終わらせていただきます。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

ないようですので、議件４、議案第１０号の質疑を終わります。

議件６、議案第１４号、今金町保健福祉総合計画の策定について、理事者の説明を求めます。

保健福祉課長、成田君。

○保健福祉課長（成田光康君）　保健福祉課から最後の説明になります。

議件６、議案第１４号、今金町保健福祉総合計画の策定についてご説明いたします。

資料１３ページをご覧ください。

今金町保健福祉総合計画につきましては、平成２６年６月下旬から７月上旬にかけて、計画策定支援業務の公募型プロポーザルを実施し委託業者を選考の上、９月上旬に地域福祉アンケート調査と高齢者ニーズ調査を実施し、その結果をもとに今金町保健福祉総合計画策定委員会を開催し、グループワークや専門部会による審議がなされ、平成２７年２月２６日に答申をいただいております。

今金町議会基本条例第８条の規定で、今金町保健福祉総合計画につきましては、議決事項となっておりますので、次の計画策定について議会の議決を求めるものであります。

今金町保健福祉総合計画、別冊。

１．今金町地域福祉計画、平成２７年度から３２年度の６年間。

２．第６期今金町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、平成２７年度から平成２９年度の３年間。

３．第４期今金町障がい福祉計画、平成２７年度から２９年度の３年間。

以上となっております。

各経過概要につきましては、山田主幹から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　保健福祉課主幹、山田君。

○保健福祉課主幹（山田　薫君）　それでは今金町総合福祉計画概要についてご説明いたします。

始めに、本計画は地域福祉計画、第６期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、第２期障がい者計画、障がい福祉計画から構成されます。

この計画は住み慣れた自分の地域で元気に暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、町の最上位計画である総合計画の基本理念、基本目標を核とした福祉部門の方向性を示したものです。

計画書本体は、全計画をあわせて１５０ページを超える大作となっておりますので、それぞれの計画について要約させていただきます。

なお、本計画の策定とあわせて、今金町社会福祉協議会においても、地域福祉実践計画の見直しを行っておりますので、連携・協同により住民主体となる地域福祉活動を推進してまいります。

それでは、地域福祉計画について説明します。

大きく４つのカテゴリに分類しており、２２ページにその分類がありますが、１つ目が福祉の体制づくり、２つ目が人材育成・環境づくり、３つ目が連携・協働による課題解決、４つ目が総合相談窓口機能の充実と福祉施策の普及・啓発です。

今後ますます増大する福祉の課題に向き合い、住み慣れた地域の自分の地域で元気に暮らし続けることができるまちづくりを実現するためには、自助を基本としながら地域のつながり・助け合いである共助の充実が求められます。家族という単位が縮小しているいまは、地域を単位としていろいろな役割をお互いに担い、機能させていくことが必要であります。そのため地域の担い手として若い世代はもちろんですが、高齢者も含めて全ての世代が参加する福祉のまちづくりを目指し、地域に住む人たちが知恵を出し合い、計画し実践していくための指針として本計画を策定いたします。

なお、今回提案いたします全ての計画に共通する特徴といたしまして、目次・項目ごとに評価シートを掲載しており、計画期間中、進捗状況や課題等について、評価・検証を行い、その結果を共有・改善できるように工夫しております。

次に、第６期高齢者保健福祉・介護保険事業計画についてですが、前述の地域福祉計画との連動性を図りながら、高齢者福祉に関する事業や介護保険制度の鋭角な運営を目指す取組などの目標を定めております。

昨年６月に介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築と、費用負担の公平化の観点から見直しが行われました。

平成２７年度から２９年３月までの猶予期間をもって、要支援者に対する予防給付が市町村の地域支援事業における介護予防、生活支援サービス事業に移行されます。これは市町村が地域の実情に応じ、今金町で申しますと大和町のふれあい事業や語り部南栄広場、おたがいさま種川など、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるような仕組みを検討していきたいと考えております。

それでは平成２７年度よりスタートを予定しております、新しい介護予防施策について趣旨をご説明いたします。

これまでの介護予防の手法は心身機能の改善を目的とした機能回復訓練に偏っていましたが、介護予防の理念からも機能回復訓練のアプローチのみならず、日常生活の活動を高め家庭や社会への参加を促し、個々の生きがいや自己実現のための取組を支援しＱＯＬの向上をはかるため、心身機能・活動・参加の３つのバランスの取れた介護予防事業に取り組みます。

具体的には常任委員会資料の１４ページをご覧願います。

今金町における新しい介護予防体制の総論をフローチャート化しておりますが、推進主体として今金町介護予防推進協議会を設置し、地域リハビリテーションを中核とした自立支援マネジメントを基本としながら、様々な関係機関、住民組織などの連携・協働により、各種サービスが提供されます。

具体的イメージは資料１５ページをご覧願います。

資料の左下、青い図に、今金町介護予防推進協議会の趣旨・構成を記載しておりますが、包括支援センターを含む保健福祉行政、社会福祉協議会や各介護保険サービス事業所などにより構成されますが、介護予防の中核であるリハビリテーションに関して、専門的指導、助言により適切な支援体制を確保するため、北海道作業療法士会の協力をいただきます。資料中央の緑色の図が具体的支援内容となっておりますので、ご参照ください。

これらのリハビリテーション支援の推進と合わせて、地域支援事業の充実には新しく生活支援コーディネーターの配置・要請と、生活支援コーディネーターの組織的な補完を担う協議体の設置が必要となります。地域福祉に関わる多様なサービスの中には、知られていないために利用が進んでいないものや、サービスを受けるということへの心理的抵抗感から利用が進んでいないものもあります。こうした状況を改善し、必要とする人に必要とするサービスがつながるよう町内の福祉サービスに精通し、適切な助言ができる生活支援コーディネーターを設置します。本計画を基本として、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携確保、認知症施策の推進、地域ケア会議の強化、生活支援体制の基盤整備、介護予防の効果的な取組の推進について、地域支援事業の枠組みを活用し総合的な取組を展開して参ります。

次に、第４期障がい福祉計画についてご説明いたします。

本計画は第２期今金町障がい者計画に定める生活支援及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）の理念を実現するため、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制に必要なサービス料を見込み、これを確保するための方策を内容とした計画となっています。

第３期障がい福祉計画でも、国及び北海道の定めた基本的な指針に基づき、障がいのある人の生活支援の基盤整備に関わる部分について、平成２４年度から平成２６年度に向け計画目標値を明らかにし、必要なサービスが全ての障がいのある人に提供されるようサービス内容の充実に努めて参りましたが、その間にも社会福祉法人光の里の入所施設やケアホームの新設により、地域移行の充実が図られました。これらのことから、第３期計画の進捗状況等の分析・評価を行った上で、引き続き取組むべき課題や新たな課題を整理しつつ、これらを踏まえたサービス確保や基盤整備の更なる取組を着実に推進するため、上位計画である第２期今金町障がい者計画との整合を図りながら進めて参ります。

以上で、保健福祉総合計画についての概要説明を終わらせていただきます。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けします。

山本委員。

○１０番（山本　豊君）　山本です。

いまそれぞれ説明をしていただきました。

今金のまちの人口の高齢化等々という話が頻繁に話をされるようになりました。高齢率もピークが３年あるいは４年後がピークだというふうに言われています。いわゆるこの計画の移行する頃がピークになるのだというふうに想定をしています。

現在でも高齢化率が３７％を既に超えていますから、２，０００人以上が高齢化社会の構成人口だというふうに思っています。

そういう形の中で、それぞれ施設の背景を見てみますと、入所という形だけでは収容しきれないことが想定をされます。従って訪問ですとかあるいは通所とかという形が主流になっていかなければなりませんし、まち全体の仕組みの中では、行政だけでは支援をしきれないときがくるのだろうと。従って社会福祉協議会等々のお力をフルに借りながら計画の策定がなされるというふうに思っているのですが、ただ、いまの役場の行政人員の中を考えてみますと、福祉課というのはグローバルですごく範囲が広いというふうに思っております。その中でこの計画が遂行するにあたってはいまの保健福祉という形の中では人員的にフォローできるのかなということが少し危惧されます。これはもちろん保健福祉・医療というのはリンクしていますから、それぞれが機能しなければならないことは当然です。療養型病床の方もいま休んでおりますし、それから医療体制の方もなかなか潤沢にはいかないのだというそういう社会的な背景がありますから、それはそれぞれ努力をされていることは十分承知をしていますが、そういういま移行する３年の間にその体制をしっかりしておかなれば、安心という社会が想定できるのかなと。町民の安心・安全ということを考えますと、よほど慎重に

というか、想定の計画がしっかりしていかなければ、計画倒れになってしまうのかなという心配が。

結論で言いますと人的な支援です。そのことがしっかりなされなければ、思いだけが先行しても、将来の高齢化社会に向けた体制が、この町の将来を担ってくれていた先輩達に、そういう願いと思いを届けられるかという危惧があります。

いま、人口の一番多い世代というのは団塊の世代。町長さん方の世代が一番多いわけです。それから構成では徐々に下がってくるのですが、しかし推計を見ますと、そのピークが先に延びるという想定がなされています。そのことを踏まえて人的な配置をどのようになされるのか具体的なこれからの計画にむけての想定がございましたらお知らせを願います。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　副町長、清水君。

○副町長（清水　寛君）　山本委員のご心配になる点は最もであろうと思っておりました。ご承知のとおり国における定員適正化計画の推進ということが、平成１７年くらいから、平成２３年くらいまで推進されました。それによって私どもも国の進める中に従って定員の退職者の一部補充という形の中で、職員の削減も現実的におこなってきております。しかし、平成２３年以降、国はそのときに、更にそれを進めていくことをという言葉があった以降はそれについては動いておりません。

私ども現実にいま苦慮しているのは、その国の指導に従ってやってきた中において、仕事・業務が国あるいは道の方から順次どんどん分権一括法等々で押してきているのが現実です。しかしそれを支えるマンパワーがいまとなって不足していると。しかし職員の能力をフルに発揮してということで、これは皆様方に言われる部分でありますので、がんばってやってはきておりますが、これから先に諸々の計画が立ち上がってきておりますが、それを着実に推進していくには一旦落とした体力ではありますが、これをある程度は昔の状況まで戻さないと大変なのかなという思いがあります。

それと、ご承知のとおり国営農地再編推進という形の中で新たに推進室という部分も設け、そこにも適正な配置もして着実な運営もしていかなければなりません。それらこれらを踏まえた中では一時に全部を補充するというような形はなかなかできませんので、計画的に増員する形の中でここ３年ほどやってきております。そういう中で専門職等の登用、その他諸々を勘案しながら計画が計画倒れに終わらないように、これらについては委員の心配を払拭するような形で、今後は考えていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　大変貴重なお話をいただきました。願わくばそのようにしていただきたいというふうに思っています。

含めて思うのですが、そういういまの機構の中を考えますと、これは福祉課に関わることばかりでなく、やがて機構の改革という仕組みにも踏み込んでいかなければなかなか大変かなという意識を持っているのですが、このまちの行政面積は変わりません。しかしさきほど言ったように年齢構成が変わりつつあります。しかしそれも将来

を見越してそういうことが進行しないような歯止め策というのは当然ながらまちの政策の中で考えていかなければなりませんし、当然いま大事なのは申し上げましたように、この話は高齢化、福祉の話が主ですから、それから障がい者のこともあります。それらに配慮するための、いま特に保健福祉の関係では広範な仕事を抱えていますが、そういう意味では担当課長さんが１人というのはとてもご苦労なさっているという思いを垣間見させてもらっています。時として政治というのは、その時代に応じた人的配置、機構の改革、それぞれをしていかなければいけないのだろうという思いがしているのですが、これは将来に向けての話ですから一朝有事にはいかないと思うのですが、さりとて時間的な猶予がありません。そういう事を含めて庁内で十分な検討がなされていかなければならないと思うのですが、そういう人的な配置、さきほどマンパワーの話がございました。機構の改革を含めたそういう将来に向けた大きな流れというのでしょうかね、ち密な人的な配置、機能的な行政運営ということを考えると当然そこに行きつかなければいけないのかという思いがあります。先ほど副町長から大変貴重なご意見をいただきました。まちの行政運営についてはそれなりの人員確保をしなければという話もございました。機構改革を含めたことも内部ではご検討なさっているのでしょうか。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　ただ今の質問にお答えしたいと思います。

副町長が答弁をした部分があるわけでありますけども、町長の立場から総合的に物事を考えていかなければいけない。

質問のベースは福祉・保険・医療と関わる部分があるわけでありますけども、そこに限定いたしましても、例えば去年の６月に医療学会の方で私が講演をしまして提案をした部分の中にあるわけでありますが、病院も含めて先ほど質問にもありましたように、医師なり看護師の確保もそうでありますけども、医療職全体についての確保ということが最大の課題にあるわけであります。加えてそこに関わる保健福祉の分野におきましても、非常にその職員体制というのは重要視されまして、なおかつそのことが一般事務の部分と専門的な分野にまたがるものもございます。ただ残念ながら国の方は、名前は地方分権一括法なんていいますけども、基本的には地方の方にどんどん仕事を起こしているのが現実であるわけであります。非常に頭が痛いのが介護保険を含めてそうでありますけども、先ほど提案しておりますところの介護予防、日常生活支援総合事業なんかは国が様々な手当をしてきたりお金を出してきたわけでありますけども、そこについては町村でやりなさい、結果的に町村で全部賄いなさいと、サービスの内容も考えなさいということになるわけです。そうすると自然に委員が仰るようにまちの中でどうしていくかという体制を当然取っていかなければならない。加えてそういうことがある中でも民間の方にもどんどん事業をお願いしていかなければいけないという実態があるわけであります。これは国全体が保健・医療・福祉連動しまして、先ほどの施設の問題もあるわけでありますけども、当然賄いきれない状況をわかっていながらも、病院の在り方についても地方の病院については診療所化しな

がら、大きい病院に急性期の治療をし速やかに地方に帰して、地方の病院は速やかに在宅に帰しなさい、施設ではなくですね。そういう体制を取りなさいという動きがあるわけであります。決して理屈が通る内容ではないわけであります。在宅に帰れないから施設なり様々なサービスを受けなければならないわけであります。

そこに問題が１つあるのは、私の方でそういう医療学会含めて提案していますのは、従前は１つ１つの事業、１つ１つの事業所、１つ１つの病院なりの形の中でものが動いているわけですけども、今金町の地域包括支援というのは北海道のモデルとして立ち上って１９年にも医療学会で私が発表した経過があるわけでありますけども、その後も５年間今金で特に力説したのが、いま議員が仰ったように職員体制含めてどう変わったかなのですね。それでもまだまだです。これをフォローするためにどうしたらいいかということが１つの問題・課題になりまして、今後の病院におきましても、いまのレセプト診断は当然そこでもって事務所に行ったりするわけでありますけども、病院の運営の流れの中にも電子化ということをそろそろ考えなければいけない時期にきていることは確かです。私が何を言いたいかといいましたら、１つの病院のお医者さんの様々な情報というのは、それは福祉の方も介護の方も様々な施設事業費の方も連動して物事をもっていかなければいけない。これが私が言っているポートフォリオという言葉がこれからたぶん出てくると思うのですけども、意味合いは画板です。画板の中にその人のデータを全部置いて、それを皆で持ち合いましょうと。どんどん情報・状況が変わったら、そこにどんどん出していって、全ての事業所、全ての福祉のサービス機関の方と共有しましょうと。そのことによって連携体制が取れるでしょうと。そういう流れをきちんと作ることによって、最低限の職員の連携体制が取れていくだろうと。１つのことで完結するのでない。そういうところからまず始まっていくことも、これから求められるあり方ではないでしょうかということを話させていただいているわけでありまして、その一歩として先ほど山田主幹の方から話したような部分の包括ケアの流れを持っていきたいということが一点あるわけであります。このことについては医療・保健・福祉分野が最も早くに取り組むべき要素だという認識を持っているわけであります。そのように国の流れも当然あるわけでありますけども、それに基づき地元としての配慮もしていかなければいけない様々な時代背景になっておりますので、それに対応していかなければいけないという認識は持っています。ただ、今後もう１つ考えていただかなければいけないのは、先ほど職員の給料の問題もあった訳でありますけども、おしなべて抑制するというベースにあるわけであります。なおかつ病院の問題、看護師の問題につきましても給料体系考えましたら医療職と一般職の問題がありまして、そこでもって落差がある。そのことによって地方の方に、なかなか条件が悪い中でも給料体系が悪いとそちらの方に目を向けてくれないということもあるわけであります。そういうことを考えた場合に職員の確保というのは地方に行けば行くほどますます厳しい状況になるし、決して待遇改善的にも良くはならない。今回の介護報酬等々を含めている中では、職員の給料、施設を含めて１万２，０００円くらい給料上げましょうということの方向付けを国はできたわけでありま

すけども、逆に施設の運営費については落としていくということになりますと、利用者のサービスはどうするかというような大きな問題がまだ出てきて、これから４月からに向けた体制の流れというのは大変厳しい状況になる。常々、刻々と変わる情勢にどう対応していくかということが１つの要素になると。

機構改革の問題がありましたけども、機構改革におきましても先ほど副町長が言いましたように、今金町の実態の流れあるいは方向性を含めて状況が変わればそれに応じた職員体制あるいは職員の配置をしなければならない。これは当然であるわけでありまして、いま考えているところの様々な要素もいま予想される部分の中では、この体制でこれだけの様々な状況変化に対応できるかということでは、保健・医療・福祉の分野についても非常に大きな問題があるわけであります。医療面につきましても地域連携室の地域連携の体制を取ってきましたし、そういう流れも少しずつでも機構的な要素も踏み込んでいかなければいけないだろうと。いま場内の方で検討しているのは、最も重要な国の体制に向けた取り組みとして、地方創生の地方戦略の問題があるわけでありますけども、これらについての対応をどうするかということで、いまの機構で果たしていいのかどうかということは、これから大きなまな板にあげていかなければいけない議論になるだろうと。現状、抑えている部分の分野の在り方についても全般的に保健・医療・福祉分野のみならず、行政全体の分野の中でどういう連携体制を取っていかなければいけないかということにはなるかと。ただ、あまりにも小さい職種化、専門分野化に行政改革をすることが望ましいかといえば、私はそうではないと思っています。あくまでもチームといきますし、行政というのは全部連動態勢をとっているわけでありますから、そういう中ではそういう機構的な要素の在り方というのは、私は総体的にはチームという形を崩すことなく一定程度の専門的な分野で賄わなければいけないという視点があるとすれば、そういうところに特化したような方向性も当然探っていかなければいけない。そういう時代背景になるだろう。ただ、全体的には職員全体から考えますと、新年度も何人か職員を採用することでいま進めているわけでありますが、地方にまたがる職員の希望というのはなかなか少ないわけであります。いかにしてまちの特色を出して希望のある、期待のあるまちづくりをどうアピールしながら若い方々に今金町の方に目を向けてもらうという手法もあわせながら、職員体制に向けた取り組みをしていかなければいけない。加えてそのことが自然に委員が仰るところの機構改革の方向に向いていくだろうという認識は私なりに取っているところです。

まとまりのない話でありますけども、そういう思いはいまのところ持っているところもご理解いただきたいと思います。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　山本委員。

○１０番（山本　豊君）　ご答弁いただいたのですが、よくわからないで終わってしまった感じがします。

地域全体での包括支援を含めてそうなのですが、いまここの医療や保険を含めてある意味広域でやっていかなければいけない時代になったのかなという気がするので

すよ、結論を言いますと。かつて、保健や医療・介護を含めて広域でやっていた時代がありました。数が多くなってきました。しかし、仕組みとしては同じです。それらがリンクしてやっていく時代がまたくるのかなという、これは勝手な想定なのですが、そうしますと、このまちだけで支えきれるのかなという感覚を少し持ちます。ですから先ほど言ったマンパワーの関係もありますが、かつてのように広域で一部事務組合を含めた仕組みをしていかなければ、やがて総括的な事業が円滑に進まなくなるのかなというそういう危惧をします。具体的なことを言いますと、北海道がやった後期高齢の事業がありました。それはあまりにも広域なのですが、その地域版でも結構ですからこの渡島・檜山北部の中でもそういう仕事、総括皆でやりながら助け合いながら、そういう仕組みがやがてこの人口減少が止まった地域の中で行わなければならない、それぞれの地域の自治体の皆さん方が力をあわせて、この広域の自治を守ろうという仕組みになっていかなければやっていけないのかなという。これは勝手な思いでありますからそれはどう思うか知りませんけども、この３０年の事業に向けてもそれらが一部想定の中に入れていかなければ、やがてこの人口減少に伴って地域の行政面積は変わりません。そんなことをこの中では考えておられるのかを含めて、お考えがありましたらお知らせを願えればありがたいと思います。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　町長、外崎君。

○町長（外崎秀人君）　ただいまの話ですけども、以前にやった広域連合の全体の視点というのはそこにあったわけであります。残念ながら合併を契機としてそのことが継続・実現できなかったわけでありますけども、まだその部分的にはまだつながっているわけであります。その後に障がい者の判定委員会もそれぞれのまちで行われたという経過も当然あるわけであります。

私は２次医療圏の保健・医療・福祉の会長をずっと就任以来やっているわけであります。いま委員が仰ったような部分については常に発信をしておりまして、今金、せたな、長万部、八雲の町長さんと新しい町長の体制の中でもその話を常々申し上げておりまして、最優先するのはまず医療の体制をどうするかということから視点を考えていきましょうという流れの中では、いま言ったような様々な話をさせていただいているわけであります。それは２次医療圏という分野の中でまずベースを考えていかざるを得ないだろうということになる。

私はこの間、この前もある機会がありまして、道に向かって話をさせていただきましたが、どう考えてもこの２次医療圏の在り方というのは北海道の機構が問題があるわけであります。保険と医療については２次医療圏なのですね。その主導機関は八雲の保健所を含めた渡島の分野の総合振興局です。それから福祉については檜山振興局なのです。やはり２次医療圏の中には保健・医療・福祉が連動して初めて成り立つ要素もある。道の方はいまのところは逃げているのですけども、総合振興局でつながっているのでという話をするわけでありますけども、決して事務的なものだとか様々な流れについては渡島と檜山の振興局それぞれの分野にまたがっているわけであります。この辺の解決を是非してくださいという言葉を、この間、何度もしつこく要請を

しました。私はどちらでもいいのですよ、はっきりしてくださいと。せたなと今金町の問題であるわけでありますけども、その辺の流れをきちんとこれからも持っていかなければいけないとすれば、いま委員が仰ったような形の中の連携体制もある程度視点が１つになりますので、可能性というのを私は導き出せるのではないかなと。この間、せたなと今金だったわけでありますから、それを２次医療圏の八雲と長万部も視点に向けた形の中で進めていくということについては、当然これからの在り方としては探っていかなければいけない重要課題ではないかという認識を私は持っているところであります。

○総務厚生常任委員長（上村義雄君）　他にありませんか。

ないようですので、以上で議件６、議案１４号の質疑を終わります。

これで総務厚生の所管の部分は終了したわけですので、委員長交代のため１０時２０分まで休憩いたします。

休憩　１０時１０分

開議　１０時１８分

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　休憩を打ち切り開議します。

議件７、議案第５号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、理事者の説明を求めます。

教育長、中島君。

○教育長（中島光弘君）　ご苦労様です。

私の方から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、特に改正の趣旨について説明をさせていただきます。

のちほど、総務財政課の方から関係条例の整理については説明しますのでよろしくお願いいたします。

産業教育常任委員会、教育委員会資料の２ページ目をご覧いただきたいと思います。

以前からお話をさせていただきましたけども、この４月から教育委員会の法律が大きく変わることになります。前もいろいろな点で改正が要請されるということでお話をさせていただきましたけども、１番は首長が今度は教育行政と連動した部分が出てくるということが１つの大きなことになります。

教育長本人は、今度は教育委員の身分がなくなりますので、今回こういう関係法令の整備ということになりました。任期については、いままでは４年ということでしたけども、今度は３年に。それから任用についてもいままでは議会の同意をいただいてそののち教育委員会のなかで教育長の選任ということが行なわれておりましたけども、これからは議会の方に特別職ということでありますので、議案としてお諮りをするという流れになって参りますので、よろしくお願いをいたします。

あわせて、今度は首長が主催をする総合教育会議というのが位置付けになることになりました。このことについてはそれぞれのまちがいろいろな大綱だとか、いろいろな執行方針とかいろいろと進めていることがありますけども、これにきちんと首長が関わるというスタイルが出てくるということであります。今金町については資料にも添付しておりますけども、総合教育会議がこの４月から開催する予定で準備しておりますけども、この会議自体は首長と教育委員の会議になります。今金町についてはこの他にも５月に、今金町教育推進会議ということで、社会教育の関係者、それから学校教育の関係者が一堂に会する会議がございます。これからは総合教育会議の付属機関ではありませんけども、そこに町長の出席もいただいて連携を図っていくような位置付けをしたいと。それから３月には人づくり会議等も行われておりますので、単に法律が改正するだけではなくて、きちんと町部局連携を取った形で教育政策を推進していきたいというふうに思っております。

国の改正の中でもう１つ大きなものは、昨年も大津でイジメによる自殺がありましたけども、この辺の対応がこれからは教育行政だけではなくて、もちろんイジメ条例が都道府県で制定されておりますけども、町部局も含めた中で対応をしていくということが大きな要素になっていくかなということになっております。

もう１つですけども、教育委員長の職がなくなります。新教育長ということで一本化されますが、経過的な措置がありまして、現有の教育長の任期満了までは現在の委員長も存在いたしますし、教育長の任期も４年の満了というところまで参ります。ただ、教育長が自己都合もしくは何らかの理由によって辞めた場合はその時点で新法が適用になるということになりますので、前も少し説明させていただきましたけども、私のいまの任期については来年の１１月１２日までが４年の任期ということでありますので、通常であるとここまで教育委員長も存在すると。全道的に見ると、新教育長が存在するまちと、旧教育長と教育委員長が存在するというまちが新年度は存在するということになります。１年間の間には教育委員長という職はなくなると思いますけども、そういうことではその期間両方存在するということでご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにしましても、国の法律が変わるわけですけども、今金町の教育実態にあった、しかも首長とも連動しながらということで、教育行政を進めて参りたいというふうに思っていますので、今後ともご指導・ご助言の方よろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　総務財政課長、北見君。

○総務財政課長（北見伸夫君）　議件７、議案第５号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、岸総務財政課長補佐より説明いたします。

よろしくお願いいたします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　総務財政課長補佐、岸君。

○総務財政課長補佐（岸　貴之君）　ただいま、教育長より説明いただきました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要に関係して、改正

の必要がある条例につきましては総務財政課から議案第５号として提案しております。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明いたします。

総務財政課、総務厚生常任委員会資料に基づいて説明いたしますので、資料をご用意のうえ２ページをお開きください。

条例全体の概要としましては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、関係条例を改正するものでございます。

１点目は、今金町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容といたしまして、新教育長（特別職の常勤職員）の職が新設されることに伴い、旧教育長（教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員、現に在職する教育長）の職は廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により制定された旧教育長の給与及び勤務条件等を定めた関係条例を改正する必要があるためでございます。

以下、改正文でございます。

今金町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正。

第１条、今金町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例（昭和３１年今金町条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１６条第２項」を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０４条第３項」に改める。

第６条を削る。

以上が本条例の改正でございます。

２点目は、今金町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

改正内容といたしまして、教育委員会の委員長（特別職の非常勤職員）の職が廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となったとこに伴い、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償について規定した条例から、教育委員会の委員長及び委員長職務代理者の規定を削除する必要があるためでございます。

以下、改正文でございます。

今金町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第２条、今金町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成２０年今金町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表中、委員長及び委員長職務代理者を削除して、委員のみに改めるものであります。

以上が、本条例の改正でございます。

３点目は、今金町職員旅費支給条例の一部改正についてでございます。

改正内容といたしまして、新教育長（特別職の常勤職員）の職が新設されることに伴い、旅費等について規定した条例に、新教育長の規定を追加する必要があるためでございます。

以下、改正文でございます。

今金町職員旅費支給条例の一部改正。

第３条、今金町職員旅費支給条例（昭和２７年今金町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「副町長」の次に「、教育長」を加える。

以上が本条例の改正でございます。

４点目の、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの改正内容といたしまして、新法第１条の４第５項の規定により総合教育会議に呼ぶことができる意見聴取者について、実費弁償を支給する必要がある場合、証人等の実費弁償について規定した条例の改正が必要となり、また今回の改正にあわせて従前の条例の整備を行うためでございます。

以下、改正文の朗読につきましては省略させていただきますけども、第１条から第３条までは文言整理等を含め、総合教育会議に参加する関係者等の実費弁償の支給、実費弁償の額、支給方法などを規定したものでございます。

また第４条においては、第１条で規定するもの以外のものについての実費弁償の支給を規定したものでございます。

以上が、本条例の改正でございます。

５点目の、今金町農業後継者奨学金貸与条例の一部改正についてでございます。

改正の内容といたしまして、旧教育長が教育委員会の委員である者のうちの一人であるのに対し、新教育長は教育委員会の構成員ではあるが、委員ではなくなることから、今金町農業後継者奨学金貸与審査委員会の委員に新教育長を含めるための改正が必要なためでございます。

以下、改正文でございます。

今金町農業後継者奨学金貸与条例の一部改正。

第５条、今金町農業後継者奨学金貸与条例（昭和５１年今金町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第３号中「委員」を「の教育長又は委員」に改めるものでございます。

以上が、本条例の改正でございます。

附則につきましては、第１条において、施行期日を定めることと、公布の日から平成２７年４月１日の施行日の間に新教育長の任命を行うことができることを規定しております。

第２条については、現に在職する教育長に関する経過措置を定めており、第１項において教育長が教育委員としての任期中は現教育長の身分とすることを規定しているものでございます。

第２項において、今回改正する５点の条例については、平成２７年４月１日施行後においても、現教育長の任期中は従前の取扱いと規定しているものでございます。

第３項において、現教育長の委員としての任期が満了する日に、教育委員会の委員長の任期もその日に満了することを規定しております。

第３条については、新教育長の任命に関する経過措置で、新教育長の任命のために必要な行為は公布の日から行うことができることを規定しております。

第４条については、新たに任命される教育委員の任期の特例で、施行日から４年を経過するまでの間に任命される教育委員の任期の満了の日が特定の年に偏ることがないよう、１年以上４年以内で町長が定めることができることを規定しております。

第５条については、新教育長が任命されるまでの間の経過措置で、平成２７年４月１日施行後以降、最初に新教育長が任命されるまでに空白期間が発生する場合、町長は教育委員のうちから新教育長の職務を行う者を指名することができることを規定するものでございます。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

加藤君。

○４番（加藤三明君）　４番、加藤。

いま教育長の説明で、流れ的にはわかりましたけども、国のやらんとする大きい狙いが、これに対しての狙いがあると思いますけども、そういう思いがどういうような意図でこういう制度に改正するのかお知らせ願いたい。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　教育長、中島君。

○教育長（中島光弘君）　お答えしたいと思いますけども、先ほども説明をさせていただきましたけども、この法律自体は５９年ぶりの改正になります。このきっかけになったのはたくさん要因はあると思います。もちろんいままでも教育改革というのはそれぞれの基点で進めてきているわけですけども、一番は昨年のイジメ問題があったときに、教育委員会の責任問題ということで言うと、例えば教育長なのか、学校長なのか、教育委員長なのかということがまずあります。現行の中でもですね、たぶん一般の方がなかなかわかりづらいのは、教育委員長と教育長というのが存在しますから、その辺がどういう違いがあるのかということがありますので、ここで言うのは一番は責任の明確化ということになりますので、今度は教育長の責任がかなり強いものになります。

それから、子ども達の生命だとかいろいろな重篤な事態が生じる場合については、教育行政だけではいまなかなか進んでいけないというのが、これまでも報道なんかであったときに、反省点として挙げられておりますので、これは国であるとか文科省も含めてでありますけども、首長も含めた中で対応をしていくというその２点が一番大

きなところかなというふうに思います。

それで、先ほど言った通り、問題はそれらの改正を受けてそれぞれのまちがどういうふうに施行していくかといいうことでありますので、今金町はいままでも教育行政については町行政と連携をしながらやらせていただいておりますけども、より首長のいろいろな考え方が含める可能性としては出てきますので、教育委員会としては首長と連携を取りながら、場合によってはいろいろな例えば大きな施設計画については、これは町長の政策的な判断によるところが多いですけども、その辺も教育委員さんと町長がきちんとした連携を図りながらやっていきたいというのが一番大きな点かなというふうに思いますので、一番は責任が明確化をされるということが一番大きな改正の理由かというふうに思っております。よろしくお願いします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　他にありませんか。

ないようですので、以上で、議件第７の質疑を終わります。

議件８、議案第１号、今金町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例制定並びに、議件９、議案第１３号、今金町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定については関連がございますので、同時に説明をいたしますがよろしいでしょうか。

それでは議案第１号について、理事者の説明を求めます。

教育委員会事務局長、寺崎君。

○教育委員会事務局長（寺崎康史君）　お疲れ様です。

議案第１号、今金町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例制定について。議案第１３号、今金町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について。

関連がございますので、一括して私の方から説明させていただきます。

まず最初に、お手元にきょうのその他での報告事項になっています、子ども・子育て支援事業計画というのがお手元にあるかと思いますので、これの５ページをお開きください。

それぞれの説明に入ります前に、子ども・子育て支援新制度とはということを若干概要についてご説明させていただきます。

子ども・子育て支援新制度とは、医療と介護の充実や年金制度の改善と共に、子育ての分野も社会保障の枠組みの中で考え、社会全体で子育て家庭を支援していこうという新しい制度のことでございます。

新制度においては、従来の施設補助形式から利用者への補助形式へと転換が予定されております。子どもに対する一連の給付が自治体から一元化システムのもとに、２つの方式に分かれて実施されるようになります。

まず、図表３のうえの青いところですが、子ども・子育て支援給付として、子どもに対する現金給付、これはすなわち児童手当のことでございます。それと子どものための教育・保育給付というものになります。教育保育給付には施設型給付と地域型保育給付がありますが、今金町の場合認定こども園に移行しておりますので、施設型給付というものに変わるということでございます。これによりまして、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と、保育の量的な拡大と質の向上を図っていこうとするもの

でございます。
もう１つの柱は、中ほどの青い部分ですね。地域子ども・子育て支援事業、これは１３事業が法定化されておりまして、これらには学童保育所等が含まれておりますが、地域の子育て支援の充実を図ろうとするものです。この大きな２本の柱で平成２７年の４月１日より新制度がスタートしようとしております。
常任委員会資料に移っていただきたいのですが、１２ページです。
このたびの新制度に伴いまして、いくつかの条例改正をしなければならなくなりました。
１つは、現在ある、今金町保育の実施に関する条例というものを廃止しようとするものです。これは児童福祉法が改正になりまして、保育の実施基準というのは各市町村の条例に委任されておりましたが、その委任する規定がなくなるためこの条例を廃止するものです。この条例の廃止に伴いまして、施行規則も同様に廃止したいというふうに考えております。
１２ページの、１．保育の必要性の認定に関する基準というところをご覧ください。
（１）支給認定について。これまで保育所入所の際、町において「保育に欠ける事由」認定が必要であり、幼稚園入所については認定の必要がありませんでした。新制度では、幼稚園、保育所等の施設の利用を希望する保護者には次の３つの区分の認定を受けていただくことになりました。
１号認定というのは、保育の必要性がない満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合。
２号認定、満３歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合。
３号認定、満３歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合。
この３つの認定にわかれるのですが、認定こども園についてはこの３つを全て保育・教育を行う施設として、すでに今金町においては移行しております。この保育の必要性の認定にあたっては、基準に基づきまして子ども１人について保育の必要性があるのかどうか、保育は１日につき保育標準時間（１１時間程度）か短時間（８時間程度）の利用なのかどうかという認定を市町村が行いまして、保護者に認定証を交付することになります。認定を受けた保護者は保育の必要がない場合（幼稚園）は直接施設に、保育の必要がある場合は市町村に利用を申し込むことになっております。
（２）保育の認定の基準についてです。現行では、先ほど申しました保育の実施に関する条例によりまして、実施基準を規定しておりますが、新制度では国が認定基準を定めております。
①保育の必要性の事由として、従来の就労等を含めまして、求職活動、就学あるいは虐待やＤＶの恐れがあることというように要件が拡大されております。
②保育の必要量、これはフルタイム就労を想定した利用時間が最長１１時間として保育標準時間となっております。２つ目はフルタイムではなくパートタイムの間違いでございます。パートタイム就労を想定した利用時間（最長８時間）、この短時間利用を必要量として認めていくということです。

③優先利用への該当の有無、この優先利用としては、ひとり親家庭、生活保護世帯、失業あるいは障がいのある場合、これらは保育の優先的な利用と判断される場合があります。これらのことによりまして、新制度実施後は更に保育の利用者が増加することが見込まれております。

町独自の基準ということで、保育を必要とする事由のうち、保護者の就労時間については、「一月において、４８時間から６４時間の範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすることというふうに国に定められておりますが、町では利用が可能となる保護者の就労時間の下限を１か月当たり４８時間というふうに決めました。これが今回の法改正に伴いまして、支給認定に関する保育の必要量の事由に関する考え方でございます。

１３ページの２番目。

それではこの新制度によって、利用者の負担はどうなるのかということですが、新制度における利用者負担額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて国が定める上限額の範囲内で、今金町が決めることになっております。

これにつきましては１６ページをご覧ください。現行の保育料が左側に載っております。幼稚園保育料は全児童一律となっておりまして、保育料が９，０００円、施設維持費等含めまして１万４，５４２円の負担をいただいております。

保育園の保育料につきましては、第１階層から第８階層まで分かれておりまして、３歳未満児と３歳以上児でご覧のとおり分かれております。

それから２７年度からの利用者負担額を右側に載せました。国では所得税割から町民税割に移行しなさいというふうになっておりますが、今金町では平成２７年度に関しては現行どおり所得税を基にした階層にしております。それであまり大きな変動を抑えるためにこのように一覧表にしました。

１号認定というのがいままでの幼稚園でございます。第１階層、生活保護世帯は０円。第２階層、町民税非課税世帯が３，０００円。第３階層、町民税課税世帯が１万３，０００円となっております。これによりまして現行よりも保育料が低く抑えられていくというのがおわかりになると思います。

それと３号認定、これは３歳未満児ですが、ご覧のとおり保育単時間と保育標準との８時間と１１時間でご覧のとおり２段階に分かれております。

２号認定、これは３歳以上児ですが、これも８時間と１１時間の保育時間によりまして、保育料が決まっております。

いずれにつきましても、現行の保育料よりも上回ってはいないということで、これは経過措置として大きな変動を抑えるということで保育料を設定しております。

このように平成２７年４月１日から新制度に移行するわけですが、それに伴いまして保育の実施に関する条例、参考までに１３ページに載せております。１４ページは施行規則以下を載せております。

これらの新制度に伴いまして、子ども・子育て支援法の施行細則というものを３月中に定めまして、教育委員会の方に提出しまして、４月に備えたいというふうに考え

ております。
以上が議案第１３号の、今金町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてという部分になります。
続きまして議案第１号になります。常任委員会資料の１７ページをご覧ください。
子ども・子育て支援法の新制によりまして、第８７条の規定により、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う事業者、保護者などに対し、市町村が条例により過料を科することができるとされましたので、今金町においても、不誠実な対応の抑止のために過料を科することを予定しまして、この条例を規定しようとするものです。
内容ですが、第２条は、保護者、世帯主、世帯人等が正当な理由なしに、教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出や提示、質問について、拒否や虚偽の報告、答弁をした場合。
（２）教育・保育の事業者、従業員等が正当な理由なしに教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出、提示、質問、検査について拒否や虚偽の報告、妨害などをした場合。
（３）支給認定保護者が支給認定証の提出、返還を求められて応じない場合。この３つの場合について過料を科するということを定めております。
過料の金額は１０万円以下というふうになっております。
これが新制度に伴う、過料に関する条例の制定についてでございます。
以上です。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　議件８、９の説明が終わりました。
先に議件９より質疑があればお受けいたします。
ないようですので、議件第９の質疑を終わります。
続いて議件第８の質疑をお受けいたします。
ないようですので、議件８の質疑を終わります。
次に、議件１０、議案第１５号、今金町都市計画マスタープランの策定について、理事者の説明を求めます。
公営施設課長、安達君。
○公営施設課長（安達雄一君）　議件１０、議案第１５号、今金町都市計画マスタープランの策定についてご説明いたします。
今回の計画見直しにあたっては、今金町の都市計画区域におけるこれまでの土地利用の在り方を検証し、今後の土地利用を効率よく行うため用途地域の変更、近隣公園である高美公園の変更、土地計画道路の変更の大きく３つの都市計画について検討し、今後その都市計画の変更を可能とするために都市計画マスタープランへの搭載が必要なことから見直ししたものであります。
また都市計画の変更を可能とするためには、これまで北海道と協議を重ね策定作業を進めてきたところであり、先般２月末には町都市計画審議会において諮問・答申を終えたところであります。

議案提出いたしました本計画は、見直し箇所の記述が判別しやすいように整理したものを提出させていただきました。

このあと主に見直しをした箇所の概要について、相馬主幹から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　公営施設課主幹、相馬君。

○公営施設課主幹（相馬　透君）　お疲れ様です。

それでは私から、今金町都市計画マスタープランの策定についてご説明いたします。

説明は主に見直しをした箇所の概要について計画の本編をもってご説明いたします。

計画の表紙に赤文字と緑文字の判例を記述させていただきました。これは見直しをした箇所の記述が判別しやすいようにしたものであります。赤文字は今回の見直しで主に当初計画の内容などを時点修正した箇所であります。緑文字は主に北海道との協議において北海道から意見があった内容について整理した箇所となっております。

１枚めくっていただき、目次をご覧ください。

第１章から第６章の分類は、当初計画と同様でありますが、資料１から資料４につきまして、当初計画では計画本編中に登載しておりましたが、見直しにあたっては第５次総合計画策定時のまちづくりアンケート調査や、本計画の当初計画策定時のアンケート調査を参考としたため、計画の最後に資料として一括整理しております。

３ページをお開きください。

２の今金町都市計画マスタープランの概要において、策定と見直しの目的では上段が当初計画の目的でありますが、赤文字で記述した箇所の見直しの目的は、策定から１０年以上が経過し、このあいだに今金町を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化、人口減少、情報国際化、地球環境問題への関心の高まり、厳しい財政状況と大きく変化してきました。このような情勢の変化を踏まえつつ、また上位及び関連計画の策定や、改正等に合わせて今金町が直面している課題に適切に対応するため整理いたしました。

計画期間と計画対象地域では、本計画の計画期間を上位計画の第５次今金町総合計画の目標年度が３２年度であることを踏まえ、本計画の策定当初と同じ平成１５年度から３４年度としたものであります。

５ページをお開きください。

計画の位置付けは、今金町総合計画並びに今金都市計画区域の整備・開発及び保全の方針を上位計画として、まちづくり整備に必要な各項目等の基本的な方針を示す計画として位置付けいたしました。

６ページをお開きください。

都市計画マスタープランの見直しの方法では、本計画の見直しにあたって第５次今金町総合計画などの上位計画及び各種関連計画と整合を図り計画したことについて整理したものであります。

８ページをお開きください。

８ページから４１ページまでの第２章現況調査では、気象庁出典資料や国勢調査、住民基本台帳のほか各種出典資料を参考に、位置、地勢、気象、人口の現況、産業の現況、土地利用などの時点修正が主な見直しであります。

少し飛びますけれども４２ページをお開きください。

４２ページから５０ページまでの第３章では、上位計画及び関連計画を整理したものであります。４３ページ、４４ページでは、上位計画であります国、北海道及び広域圏計画の概要について。４５ページから４７ページでは、第５次今金町総合計画のうち、本計画に関連する事項の概要について。４８ページから５０ページでは、町の関連計画のについてでそれぞれ時点修正したものであります。

５１ページをお開きください。

第４章、解析・評価についてであります。

５３ページをお開きください。

２．解析・評価の結果において、（１）まちづくりの保全的要素で、２つ目の市街地の土地利用規制の維持について。将来的な目的別の土地利用に大きな変化が見込まれる時以外と緑で記述した箇所がありますが、ここは将来更に社会経済情勢の変化等により、用途地域等の見直しが必要となった場合に、用途地域の変更が可能となるよう記述を追加したものであります。

６２ページをお開きください。第５章全体構想についてであります。

６３ページをお開きください。

まちづくりの基本理念では、本計画の当初計画と同様に、総合計画を上位計画としていることから、第５次総合計画の基本構想における将来像とまちづくりの基本方向を受け継ぎ、その内容を本計画の基本理念として位置付け、その実現に向けて将来都市像、まちづくりの基本目標及び分野別基本方針を構築していくものとしております。

６３ページ、６４ページは、第５次総合計画を踏まえた時点修正であります。

６７ページをお開きください。

②交流と健康のエリアにおいて、総合体育館と今金中学校の建て替えについて記述を追加し、整理したものであります。赤い枠組みで記述しております、土地利用促進エリアについてでありますが、当初計画ではあったからんどから寒昇分譲地付近までを土地利用促進エリアとして位置付けておりましたが、住宅化が進んだため残った未利用地は交流と健康のエリアとして活用することとしました。

別冊資料１の２ページに除外した部分の図を。本計画では６９ページの将来都市構造図を掲載しておりますので、のちほどご覧ください。

７３ページをお開きください。

３．分野別基本方針において、土地利用の方針で具体的な施策について、中ほどの２つ目と３つ目の赤文字での記述は、平成２６年度検討した用途地域の変更についてであり、庁内検討及び北海道との協議の結果、既に住宅地が形成されている地域は保全する方向とし、国保病院付近の御影地区の一部と中学校付近の寒昇地区の一部についてのみ、第１種中高層住居専用地域から第１種住居地域へ変更しようとするため整

理したものであります。また、緑の文字で記述した内容についてでありますが、昨年用途地域の変更では旧駅前付近の用途地域についても、準工業地域から第１種住居地域への変更も検討したい旨の説明をさせていただいておりました。この地域は、主に農協の倉庫群が立ち並ぶ地域であることから、農協と協議いたしましたところ、現段階では所有する施設全般の建て替えや移転などの将来構想がないことから、今回は用途地域の変更は見送り、将来に検討の可能性を残すよう整理したところでございます。

７９ページをお開きください。

交通体系の方針において、幹線道路網の整備促進で具体的な施策について、都市計画道路である利別通線の一部、中学校前の未整備及び未開通区間について、都市計画道路としての廃止や一部廃止、区間の変更など北海道と協議・検討してきましたが、いずれもハードルが高く具体的な整備方針を整理できていないことから、北海道と協議のうえ今後も協議・検討を継続していくこととし、周辺の土地利用状況と連動して整備の見直しを進めていくこととしました。

８３ページをお開きください。

自然環境と公園・緑地の方針において、公園・緑地を中心とする交流拠点の整備で、具体的な施策について総合体育館の建て替えに伴い、高美公園と総合体育館等の公共施設の再配置について検討する記述を追加したものであり、今後公園の都市計画変更を可能とする内容に整備したものであります。

８９ページをお開きください。

第６章計画の実現のための整備方針では、今後のまちづくりの基本的な方向や指針については、当初計画に変更はないものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　説明が終わりました。

ただ今の説明に対し、質疑があればお受けいたします。

ないようですので、以上で議件第１０の質疑を終わります。

その他を議題とします。

委員から何かございませんか。

ないようですので、理事者側より報告事項の申し入れがありますので、報告願います。

教育委員会よりこのたび取りまとめられました「今金町子ども・子育て支援事業計画について、報告があります。

教育委員会事務局長、寺崎君。

○教育委員会事務局長（寺崎康史君）　子ども・子育て支援事業計画についてご報告いたします。

これにつきましては、保健福祉課と教育委員会が事務局をもちまして取り進めてきたものでございますが、私の方からご報告いたします。

まず１ページです。

策定の趣旨につきましては、先ほどご説明しました子ども・子育て支援事業の円滑

な実施を総合的かつ計画的に行うために策定したものでございます。
この計画の位置付けですが、これは平成２６年度で終了する今金町次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承しておりまして、これを見直しまして平成２７年度から５ヶ年計画で推し進めようとしているものでございます。
この計画は第５次今金町総合計画と関連する計画との整合性を図っております。
飛びますが資料の４６ページをご覧ください。
この計画を策定するにあたりまして、子ども・子育て会議というものを５回開いております。この会議では教育・保育施設等の利用定員を定めたり、計画を策定する際にこの会議の意見を聞くこととなっております。計画を立案するにあたっては地域の子育てに関するニーズを反映していくこと。子ども・子育て支援政策が地域の家庭の実情を踏まえて実施されるよう努めること。特に児童福祉、幼児教育双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について計画・審議をしてきたところでございます。
４７ページにその委員の方々の名簿を掲載しておりますが、保護者、子育て中の母親・父親、一般公募等によりまして構成されております。
この第１回の会議のあとに、平成２６年１月８日から１月３１日まで就学前児童・小学生をお持ちの保護者にニーズ調査を実施いたしました。その結果が１５ページにございます。図表２０というところでございます。ここのニーズ調査の結果、安全で安心して遊べる場所の確保。小児医療体制の充実。子どもの医療費の負担軽減あるいは子育て世帯への経済的援助の拡充というようなニーズが今金町においては高いことがわかりました。
これらを踏まえて、あと保育料の見込みを計算しまして、この計画ができたところでございますが、まず大きくこの計画作りで変わったところは、資料の２１ページです。
２１ページの図表２５ですが、これは現在の認定こども園の定員あるいは入所者数を表しているものでございますが、入所者数というところを見ていただきたいのですが、定員で例えば幼稚園の部門、定員３５名に対して利用者数は２６人です。３歳以上の入所者数が定員が４５名のところ、現在５８人おります。このように定員と実際の入所者数が乖離しておりますので、２２ページです。ニーズ量の見込みから、定員を直しております。平成２７年度の見込み量と確保策という表を見ていただきたいのですが、そこでニーズの見込み量が幼稚園については２５人ございましたので、供給量のオレンジ色をした部分です。そこを２５人に直しております。それと３歳以上の保育が必要なニーズ量が６４名おりましたので、ここの部分を６０名。３歳未満のニーズ量が４９ありましたが、ここを４０名というふうに、現状に合わせた定員にこの会議を通して委員さんから了解をいただいております。
それと１９ページですが、１９ページの中ほどに本町ではまちの現状や近隣の市町村の状況を勘案し、保育短時間認定の下限を４８時間としましたということで、ここにつきましてもこの会議の委員さんから了解を得ております。

それと４５ページです。

先ほどニーズが高かった３点につきまして、今後５年間で具体的な整備・充実を図っていこうということが方針として掲げられております。

それで、この計画についてですが、この計画は策定すれば終わりというものではございません。５年間を通して子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを図っていきたいというふうに考えておりますので、子ども・子育て会議を継続して審議していただくということになっております。

以上でございます。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　次に、総務厚生常任委員会所管でありますが、引き続き進行したいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　消防より、道南ドクターヘリの運航について報告があります。

消防署長、山口君。

○今金消防署長（山口昭則君）　お疲れ様です。

私からは、平成２７年２月１６日から運航されました、道南ドクターヘリ運航について、お手元の資料に基づき説明をさせていただきます。

２ページをお開きください。

まずドクターヘリとはということですが、これは緊急医療用機器などを装備し、救急専門医及び救急専門看護師が搭乗し救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送する間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターということであります。

ドクヘリの搭乗員は救急専門医１から２名、救急専門看護師１から２名、パイロット１名、整備士１名ということでありまして、搭乗定員は７名ですので傷病者を収容しますと家族１名乗れることになっていますが乗れないこともあり、また定員の問題だけでなく搭乗医師の判断により乗れないということもございます。

３ページをお願いします。

運航体制ですが、運航管理室というものが市立函館病院救急救命センター付近に設置されていまして、消防からのドクヘリ運航要請は全てこの運航管理室に依頼をし、管理室からヘリが常駐しています函館空港内格納庫のスタッフ待機室に連絡を入れ、飛行体制を取ることになっております。

次に運航時間ですが、ヘリは有視界飛行が原則ですので、夜間や気象条件などにより飛べないこともあり、日中の時間についても季節により異なるものとなっております。

４ページをお願いします。

出動区分については３パターンがあり、第１優先は救急現場出動、第２に緊急外来搬送、第３は施設間搬送ということになっており、下段に例を記載しておりますが、施設間搬送途中に記載のような事案が他で発生したときは、搭乗医師の判断で施設間搬送のキャンセルもあるようでございます。

５ページをお願いします。

出動区分３パターンの要請基準と、要請者の記載をしておりますが、要請基準はドクターヘリ要請基準に基づき消防の判断で要請するということになります。要請者につきましては全て消防ということであります。

それで今金町に於ける施設間搬送では、今金国保から搬送先病院と市立函館病院救急救命センターとの打合せをしたあとに、今金国保から消防へ連絡がきてドクヘリ運航要請をすることになります。

６ページをお願いします。

第１優先の救急現場出動パターンを図にて記載しておりますので、図にて説明をいたします。

まず消防が救急現場から救急出動要請を受け、この時点でヘリ要請をすることもあります。また救急隊が現着し、患者の容体を観察処置後にヘリ要請を行うこともあります。要請を受けたヘリは、消防から指定したランデブーポイントに着陸しますが、このランデブーポイントを今金町では１０ページに記載しています、９か所を指定してございます。

６ページに戻っていただきまして、ヘリ着陸後にドクヘリ医師が患者を診察処置し、ドクヘリ医師の判断により今金国保、市立函館病院、地域医療機関病院に収容するということになりますので、必ず今金国保以外への病院へ収容されるということではございません。

７ページをお願いいたします。

緊急外来搬送ですが、緊急現場出動とほとんど変わりはなく、ドクヘリがランデブーポイントに着陸する前に一時的に今金国保に収容し、その後救急車にてヘリに収容するという場合と、ヘリからドクヘリ医師を消防の車で今金国保まで乗せて来まして、診察処置後に救急車でヘリに収容するという場合でございます。

８ページお願いします。

施設間搬送パターンが記載されておりますが、先ほど説明しましたとおり病院同士の打合せ後に消防へ連絡が入り要請をするということであります。

９ページには、搬送区分として３パターンを記載しておりますが、Ｕターンはヘリに患者収容後市立函館病院に搬送する方法で、Ｊターンはヘリに患者収容後市立函館病院以外に搬送する方法であります。Ｉターンはヘリ医師の処置後に今金国保病院へ救急車にて搬送する方法でございます。この収容先の選択につきましては、全てドクヘリ医師の判断によることとなっております。

以上で、ドクターヘリ運航についての説明を終わらせていただきます。

また運航開始の２月１６日から２月末日までの運行状況につきましては、出動要請が１２件で内訳は救急現場出動が６件、緊急外来搬送が１件、施設間搬送２件、キャンセル３件となっておりますことを報告させていただき、終了させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　ただ今の報告に対しまして質疑をお受けいたし

ます。
　山崎君。
○２番（山崎　仁君）　山崎です。
　ドクターヘリでお聞きしたいのですけども、１０ページ。
　ランデブーポイントがそれぞれ指定されておりますけども、例えば夏期間、このポイントだけという固定をした考え方なのか、それとも緊急時にはその状況に応じて着陸できる場所、いわゆるランデブーポイントが増えるということはあり得るのですか。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　消防署長、山口君。
○今金消防署長（山口昭則君）　このランデブーポイントの設定ですが、３０メートル四方の場所がいることになっております。それでこの場所を選定しまして、他の場所もいろいろと消防の方では考えていたのですが、ドクヘリを運行する会社の方からも視察をされまして、検討した結果このような形になっています。
　それと、この通年というところで、防災緊急ヘリ給油施設ということになっていますが、除雪の関係が冬期間はありますので、冬期間にはこの防災緊急ヘリ給油施設だけをランデブーポイントとして行っております。
　以上でございます。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　山崎君。
○２番（山崎　仁君）　今回消防からこのようないわゆるドクターヘリについての説明をいただいたということは、本来広域行政組合ということでは所管がちょっと違うのかなという気もするのですけども、今金町はいわゆる自賄の消防であります。今金町との一体となった運用をされてきたということを考えながら、また消防署長においては大変長い間救急搬送の最前線に居た方であります。ドクターヘリが供用開始されるということは、以前は考えも付かなかったこと。いまは高規格救急車が入り、このようなドクターヘリということでは、命のリレーがスムーズにできるということが非常に重要なことだというふうに思うのですけども、長年の救急搬送の現場に居た署長として、これからこの運用に対して何か留意をした方が良いということでもあれば、ご示唆をいただきたいと思うのですけども、いかがですか。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　消防署長、山口君。
○今金消防署長（山口昭則君）　このドクターヘリの運航につきましては、救急医療の向上ということで有用なツールということであります。有効活用するためには各関係機関との連携が一番必要になるのかなと私的には思っています。
　それで、当然関係機関と連絡を密にしまして、素早い行動を取るということでこの運用を考えておりますので、よろしくお願いいたします。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　他にございますか。
　加藤君。
○４番（加藤三明君）　いまの報告の中でキャンセルが３件あったというふうに報告されたと思うのですけども、そのキャンセルされた理由がわかればお知らせ願いたいのですけども。

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　消防署長、山口君。
○今金消防署長（山口昭則君）　このキャンセルというのは、あまり管理室の方では教えたがらない部分がありまして、このキャンセル３件の中には奥尻が１件入っているのです。その施設間搬送で要請したときに時間的な問題で１件キャンセルになったということは聞いておりますが、他の檜山管内以外のキャンセルについては教えてくれませんので。それでよろしいでしょうか。
○産業教育常任委員長（向井孝一君）　よろしいですか。
　他にございませんか。

◎閉会の宣告

○産業教育常任委員長（向井孝一君）　以上で、本日の合同委員会を閉会いたします。
　ご苦労様でした。

閉会　１１時２６分

署名委員

平成２７年　３月９日

総務厚生常任委員長

産業教育常任委員長